平成２２年（フ）第１９０号
静岡県浜松市中区和合町220番地の1501　中村マンション107号室
債務者　長島　大和
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午前11時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
秋田県大仙市大曲船場町２丁目４番15号　船場町市営住宅第４－１号
債務者　立原小百合
1　決定年月日時　平成22年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１７８号
岡山市北区中央町10―20　はるなガーデン507、住民票上の住所高松市国分寺町柏原103番地13
債務者　中島　寛子
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１号
大分県竹田市大字門田3234番地１
債務者　廣瀬　輝美
1　決定年月日時　平成22年４月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後１時10分
大分地方裁判所竹田支部

平成２２年（フ）第９８号
静岡県富士宮市豊町16番６号　リバービレッジＡ103、前住所栃木県宇都宮市宝木本町1192番地29　翔美ハイツ201
債務者　藤川　佳宏
1　決定年月日時　平成22年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１号
長崎県佐世保市稲荷町25番22号　プラムマンションイナリ205
債務者　林田　昇二
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第４４号
長崎県佐世保市春日町４番15号
債務者　秋山　久美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第６６号
長崎県佐世保市栄町１番５号　エクセレンス鴨川502
債務者　川口美保子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８３号
長崎県東彼杵郡波佐見町中尾郷380番地
債務者　中島　　巖
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後３時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
長崎県佐世保市横尾町396番地１　コーポ富永213号
債務者　徳丸　　徹
1　決定年月日時　平成22年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第９０号
長崎県佐世保市浅子町165番地２、旧住所長崎県北松浦郡佐々町沖田免１番地５　雇用促進住宅２棟107号室　山本義美方
債務者　鳥居なぎさ（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第９１号
長崎県佐世保市新田町352番地　３－４－408
債務者　井上　一美
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
長崎県佐世保市江迎町三浦１番地　三浦団地Ｅ棟512号、旧住所長崎県佐世保市江迎町乱橋497番地１
債務者　岩坪　泰子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
長崎県佐世保市白南風町18番22号、旧住所長崎県佐世保市山祇町15番５号
債務者　古賀　早苗
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
長崎県佐世保市赤崎町487番地10
債務者　甲野　和男
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月18日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係